

(参考) 今後の基準開発の方向性に関する質問に寄せられたコメントの全文

以下は、質問Ⅱ-2（今後の基準開発の方向性に関する質問）に寄せられたコメントの全文であり、2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正の公表後に検討を行う予定です。

論点の項目	コメントの全文
質問Ⅱ-2（今後の基準開発の方向性に関する質問）	
（法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直すことを支持するコメント）	
1) 見直すことに同意する。	全面的に同意する。
2) 具体的な税金の取扱いを示すのみではなく、法人税等の包括的な定めの追加を検討すべきである。	<p>【意見】</p> <p>企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）において、現行の定めのようにすべての具体的な税金についてその取扱いを示すのみではなく、「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とする包括的な定めの追加を検討するべきであると考えます。</p> <p>（理由）</p> <p>現行の法人税等会計基準では、法人税、住民税、事業税及び本改正において提案されている特別法人事業税などの具体的な税金を挙げて、その取扱いを特定しているが、次の理由により、包括的に「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とすることを追加的に定めるよう、現行の法人税等会計基準の見直しを検討することを提案する。</p> <p>(1) 新たな税制が創設された場合</p> <p>今回の改正の対象となる「特別法人事業税」など、新たな税制が創設された場合に、当該税金が税引前当期純利益の下に表示する「法人税等」に該当するかどうかについて、現状では、包括的な定めがないことから、税金が創設される都度、適時に改正を行わなければならない、適時の改正がなされない場合には、実務において多様性が生じてしまう可能性があるとも考えられる。</p> <p>(2) 在外子会社及び在外支店等で課せられる税金の取扱い</p> <p>在外子会社や在外支店等においては、令和 5 年度の税制改正で織り込まれたグローバル・ミニマム課税制度のみならず、様々な税制により税金が課せられることがあり、今後も新たな税制の導入が想定される。この点に関して、「所得を課税標準として課され</p>

論点の項目	コメントの全文
	<p>るもの」のように包括的な定めを設け、これを税引前当期純利益（又は税金等調整前当期純利益）と対応させることを目的とすることなどを追加的に明示することで、これらの様々な又は新たな税制などにも、原則ベースで対応することができると考えられる。</p> <p>（コメント）</p> <p>法人税等会計基準において、現行の定めのようにすべての具体的な税金についてその取扱いを示すのみではなく、「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とする包括的な定めを追加することをご検討いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>現行の法人税等会計基準では、法人税、住民税、事業税及び本改正において提案されている特別法人事業税などの具体的な税金を挙げて、その取扱いを特定しているが、次の理由により、「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とする包括的な定めを追加することをご検討いただきたい。</p> <p>（1）新たな税制が創設された場合の判断指針</p> <p>今回の改正の対象となる「特別法人事業税」など、新たな税制が創設された場合に、当該税金が税引前当期純利益の下に表示する「法人税等」に該当するかどうかについて、現状では、包括的な定めがないことから、税金が創設される都度、改正を行わなければならない、仮に今回のように改正が漏れてしまった場合に、実務において多様性が生じてしまう可能性があると考えられる。包括的な定めを設けることで、各企業における判断の指針が明確となり、財務諸表の比較可能性を高めることができると考えられる。</p> <p>（2）在外子会社及び在外支店等で課せられる税金の判断指針</p> <p>例えば、グローバル・ミニマム課税制度における所得合算ルール（IIR）に関する取扱いが令和5年度税制改正により導入されているが、軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）については、令和7年度の税制改正で織り込まれることが予定されている。このような状況の中で、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」では、実務対応報告第46号開発時においては、UTPRやQDMTTに関する具体的な取扱いは定められていない。</p> <p>一方、我が国以外の一部の国・地域では、既にUTPRやQDMTTについて法制化がなされており、在外子会社等において、これらの税金が課せられるケースもある。</p> <p>このように、在外子会社や在外支店等においては、上記のグローバル・ミニマム課税制度や、その他の様々な税制により税金が</p>

論点の項目	コメントの全文
	<p>課せられることがあり、こうした税金について連結財務諸表上、どのように表示すべきか論点となるケースがある。この点に関して、税引前当期純利益（又は税金等調整前当期純利益）と対応させることを目的として、「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とするといった包括的な定めを追加することで、これらの論点にも対応することができると考えられる。また、(1)の記載と同様にこのような包括的な定めを設けることで、各企業における判断の指針が明確となり、財務諸表の比較可能性を高めることができると考えられる。</p>
<p>3) 見直すことに同意するが、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）等の取扱いを定めるべきである。</p>	<p>【意見】</p> <p>適用対象となる税金を定める方法を見直すことには同意します。ただし、「所得を課税標準として課される税金」のみを適用対象とする場合、現在適用対象となっている事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）等が適用対象とならなくなるため、適用対象となる範囲が狭まらないようにすることをご検討ください。</p> <p>（理由）</p> <p>法人税等会計基準が具体的な税金を挙げて、当該税金について規定する税法を参照することにより特定して会計処理及び開示について定めているのは、金額的な重要性や検討すべき課題の有無等により、実務において会計上の取扱いを明らかにする必要性が高い税金について、適用範囲に含めたことによる（法人税等会計基準第26項）ものと考えられます。</p> <p>そのため、現在適用対象となっている事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）等は、実務において会計上の取扱いを明らかにする必要性が高い税金であると考えられ、このような税金が適用対象から除かれることがない形で見直しを行うことをご検討ください。</p> <p>例えば、適用対象を「所得を課税標準として課される税金等」とし、「等」として、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）等を具体的な税金として定める方法が考えられます。</p>
<p>（法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直すことに反対するコメント）</p>	
<p>4) 見直すことに反対する。</p>	<p>反対である。</p> <p>我が国の会計基準なのであるから国際的な会計基準と異なり我が国の税制等の周辺諸制度にきめ細かく対応されるべきであり、そこに我が国の会計基準の存在意義があると考えられるためである。</p>

論点の項目	コメントの全文
	<p>なお、仮に法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直される場合であっても、少なくとも法人住民税均等割の取扱いについて明確にされることが望まれる。法人住民税均等割については所得を課税標準として課されるものでないにもかかわらず、貴委員会の不作為によりこれまで「法人税、住民税及び事業税」に含めるという不可解な取扱いが継続されてきたのであるから（企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」に対するコメント 14）参照）、この取扱いが変わるか否かについて丁寧な説明が求められるためである。</p>

以 上